

株式会社 三和興業

認定番号：21025

新規認定日：令和3年11月12日



〈達成している項目〉

28の取組項目中、**17項目**達成！

I 実現に向けての手法・工夫

生産性向上の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得奨励金制度がある ・技能・資格手当がある
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前1年間において、上記のうち、資格取得奨励金制度の利用の実績がある
管理職へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革に係る研修の受講機会を提供している
従業員へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革に係る研修の受講機会を提供している

II 分野別の取組み

(1) 非正規雇用の処遇改善，正規雇用の推進

働き方改革に対応した人事評価・処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室の設置等の職場における各種ハラスメントの防止の措置がある
-------------------	--

(2) 長時間労働の是正

長時間労働の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・「ノー残業デー」の設定等の勤務時間の縮減を奨励する施策をとっている
	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働の上司による事前承認を徹底している
業務改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社内文書の簡素化又は削減

(3) ワーク・ライフ・バランスの確保

治療と仕事の両立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の治療及び通院のための休暇制度がある
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前1年間において、上記の制度の利用の実績がある
介護と仕事の両立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児法」という。）に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある
子育てと仕事の両立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・育児法に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある

	・申請日前1年間に於いて、上記の制度の利用の実績がある
--	-----------------------------

(4) ダイバーシティの推進

積極的な中途採用	・申請日前1年間に、新たに正規雇用労働者（45歳以上の者）を雇い入れた
高齢者の活躍の推進	・65歳までの定年の引き上げ ・65歳以降の継続雇用制度がある
多様な人が多様な働き方をする職場づくりの促進	・テレワーク制度がある ・短時間正社員、勤務地限定正社員、職務限定正社員等多様な正社員制度がある
	・申請日前1年間に於いて、上記のうち、短時間正社員制度の利用の実績がある

〈ひとことコメント〉

三和興業は、解体事業と産業廃棄物処理事業を通じ、人と自然とがバランスよく調和する街づくりをサポートし、あらゆる環境負荷の低減を図りながら、循環型社会の実現を目指しチャレンジし続けていきます。

その中で、社員が働きやすい環境づくりと一人一人のキャリアアップを進めるため、育児や通院治療への支援のほか資格取得の促進を図るなど、「働き方改革」を推進しています。これからも役職員一丸となって職場の課題解決に取り組んでいきます。



▲ 忘年会



▲ 実技研修会